

記者発表（資料配付）				
月・日(曜)	担当課(室) 班名	TEL	発表者名 (担当主幹名)	その他の配布先
9 / 1 日(木)	特別支援教育課 教育推進班	078-362-3774 (内 5726)	塚本 久義 (森山 剛)	なし

平成 29 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱について

平成29年度兵庫県立特別支援学校入学者選考に関する基本方針（H28. 6. 23定例教育委員会で議決）に基づき、「平成29年度兵庫県立特別支援学校入学者選考要綱」を別添のとおり定める。

平成28年度からの変更については、下記のとおりである。

記

他府県から入学志願する者等特別の事情のある者の申請書類（様式第 10 号） の標題変更

他府県から入学志願する者等特別の事情のある者の申請書類（様式第 10 号）の標題を「兵庫県立特別支援学校高等部入学志願特別事情具申書」から「兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書」へ変更

平成 2 9 年 度
兵庫 県 立 特 別 支 援 学 校 高 等 部
入 学 者 選 考 要 綱

兵 庫 県 教 育 委 員 会

目 次

第 1	入学者選考の対象となる学校等 -----	1
第 2	入学者選考の基本方針 -----	1
第 3	本科における志願者取扱実施要領 （特別支援学校の訪問教育については第 5 による） --	2
	出願資格 -----	2
	出願手続 -----	2
	志願変更の手続 -----	2
	検査場所及び日程等 -----	3
	兵庫県立特別支援学校の校長の任務 -----	3
	中学校卒業程度認定試験合格者 -----	3
第 4	本科における入学者選考実施要領 （特別支援学校の訪問教育については第 5 による） --	4
	入学者選考実施本部の設置等 -----	4
	合否判定委員会 -----	4
	※各作業グループ(1)～(4) -----	4～5
	合格者の決定及び発表等 -----	5
	再募集 -----	5
第 5	特別支援学校の訪問教育における志願者取扱及び入学者選考実施要領	6
	実施校 -----	6
	出願資格 -----	6
	出願手続 -----	6
	入学者選考実施本部の設置等 -----	6
	選考の方法 -----	6
	その他 -----	6
第 6	専攻科における志願者取扱及び入学者選考実施要領 -----	6
	出願資格等 -----	6
第 7	他府県から入学志願する者等特別の事情のある者の手続 -----	7
	出願資格 -----	7
	出願手続 -----	7
第 8	他府県に入学志願する者の手続 -----	7
	出願手続 -----	7
・ 諸様式		
	(様式第 1 号) 入学願書 -----	8
	(様式第 2 号) 入学願副申書 -----	9
	(様式第 3 号) 推薦書 -----	10
	(様式第 4 号) 調査書 -----	11
	(様式第 5 号) 住民票記載事項証明書 -----	12
	(様式第 6 号) 受検票 -----	13
	(様式第 7 号) 志願変更願 (甲) -----	14
	(様式第 8 号) 志願変更願 (乙) -----	15
	(様式第 9 号) 再募集に関する届出書 -----	16
	(様式第 10 号) 兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書	17
	(様式第 11 号) 兵庫県立〇〇学校高等部入学志願依頼状 -----	18
	・ 平成 29 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考に関する期限などの一覧表 -----	19

第 1 入学者選考の対象となる学校等

高等部を設置するすべての兵庫県立特別支援学校

101 本科

普通科、専門教育を主とする学科（保健理療科、コミュニケーションデザイン科、工業技術科、生活デザイン科、職業科、就業技術科）

102 専攻科

保健理療科、理療科、コミュニケーションデザイン科、生活デザイン科

第 2 入学者選考の基本方針

兵庫県立特別支援学校高等部の平成 29 年度入学者の選考は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 135 条第 5 項において準用する同施行規則第 90 条第 1 項及び第 2 項の規定を踏まえ、この要綱の定めるところにより厳正に実施する。

（出願資格等）

- 201 (1) 入学を志願することのできる者は、平成 29 年 3 月に特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業する見込みの者又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 82 条において準用する同法第 57 条及び学校教育法施行規則第 135 条第 5 項において準用する同施行規則第 95 条に規定する者であつて、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する者及び教育上特別な取扱いを要する者とする。
- (2) 志願者は、1 校 1 学科に限り出願することができる。また、志願先を変更することができる。

（入学者選考の方法）

- 202 入学者選考は、各学校単独で、本科及び専攻科それぞれの各学科ごとに行う。
- 203 本科の入学者選考は、特別支援学校中学部又は中学校（文部科学大臣が認定した在外教育施設等中学校に準ずる学校を含む。）の校長（当該教育施設の長を含む。以下同じ。）から送付された調査書、その他必要な書類、面接及び学力検査等の結果を資料として行う。
- 204 第 203 項の「学力検査等」の問題は、県教育委員会と協議のうえ、各学校において作成する。
- 205 第 203 項の「学力検査等」における学力検査は、学校の実態に応じて、県教育委員会と協議のうえ、これを行わないことができる。
- 206 本科の普通科における訪問教育の入学者選考は、第 203 項の「校長」から送付された推薦書、調査書、その他必要な書類を資料として行う。
- 207 専攻科の入学者選考は、第 203 項の「本科の入学者選考」に準じて行う。
- （再募集）
- 208 本科及び専攻科において、合格者が募集定員に満たない場合には、県教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

第3 本科における志願者取扱実施要領（特別支援学校の訪問教育については第5による）

（出願資格）

301 入学を志願することのできる者（以下「志願者」という。）は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 平成29年3月末日までに特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業する見込みの者又は学校教育法第82条において準用する同法第57条及び学校教育法施行規則第135条の第5項において準用する同施行規則第95条に規定する者
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する者及び教育上特別な取扱いを要する者
- (3) 兵庫県に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

（出願手続）

302 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。分校は1校として取り扱う。兵庫県立特別支援学校の学校又は学科の間において併願することはできないものとする。

303 志願者は、次に掲げる書類をとりまとめ、平成29年1月23日（月）午前9時から1月27日（金）の正午までの間に、出身学校長を経て、志願先学校長に出願するものとする（以下、年表示のない日付は平成29年を示す。）。

なお、郵送による出願（書留に限る。）の場合は、1月27日（金）までに到着したものを受理する。

- (1) 入学願書（様式第1号）及び出身学校長の副申書（様式第2号）を添付すること。
なお、副申書の提出が困難な場合は出身学校の卒業証明書及び第301項の第2項に該当することを証明するもの（身体障害者手帳・療育手帳等の写）の提出をもって副申書に替えることができる。
- (2) 調査書（様式第4号）
- (3) 住民票記載事項証明書（様式第5号）（平成29年3月卒業見込みの者は必要としない。）
- (4) 受検票（様式第6号）
- (5) 健康診断書（平成29年3月卒業見込みの者は必要としない。）
- (6) 兵庫県教育長の許可書（第7に該当する場合に限る。）
- (7) 写真（志願先学校長が必要と認める場合は、提出を求めることができる。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。）
- (8) その他志願先学校長が必要と認める書類

（志願変更の手続）

304 志願者に学校選択についての再考の機会を与えるため、願書受付締切後、各学校の志願者数を発表し、志願変更の期間を設ける。この期間内に、1回に限り、志願校及び志願学科の変更を認めるものとする。

志願変更の手続は次のとおりとする。

- (1) 志願変更の取扱期間は、1月30日（月）午前9時から2月2日（木）の正午までの間とする。

- (2) 志願変更をする者は、志願変更願（甲）票（様式第7号）及び（乙）票（様式第8号）を出身学校長を経て、先に出願した校長に提出し、所定の証明を受けた（乙）票及び先に提出した第303項の書類の返還を受けて、新しく志願する校長に提出するものとする。この場合、書類の郵送を認めない。

（検査場所及び日程等）

- 305 学力検査等は、各学校において実施し、志願者は原則として志願先の学校において受検するものとする。
なお、特別な事情により、他の学校等において学力検査等を実施する必要があるときは、校長は速やかに県教育委員会事務局特別支援教育課長（以下特別支援教育課長という。）に報告しなければならない。
- 306 学力検査等の期日は、2月21日（火）とし、その方法及び時間表については校長が決定する。

（兵庫県立特別支援学校の校長の任務）

- 307 校長は、自校の募集要項を作成し、1月18日（水）までに当該要項（1部）を特別支援教育課長に提出しなければならない。
- 308 校長は、その募集要項の中に次の事項を明示しなければならない。
- (1) 学科別募集定員
 - (2) 教育目標
 - (3) 教育課程上の特色
 - (4) 学力検査等実施する検査
 - (5) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等（学力検査を実施する場合）
 - (6) その他必要な事項
- 309 校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別及び男女別の志願者数を学校内に公示する。
- 310 校長は、志願者数等を別途指示する様式により、速やかに特別支援教育課長に報告しなければならない。
- 311 校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選考事務の開始から合格者発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、学力検査問題等の作成から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定めるものとする。
- 312 校長は、学力検査の各教科得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については別途指示する。

（中学校卒業程度認定試験合格者）

- 313 第301項に該当する者のうち、就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に合格した者（以下、「中学校卒業程度認定試験合格者」という。）が志願する場合は、第303項に示した書類とともに、文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書を直接志願先学校長に提出することとし、第303項の調査書（様式第4号）の提出は必要としない。

第4 本科における入学者選考実施要領（特別支援学校の訪問教育については第5による）

（入学者選考実施本部の設置等）

- 401 各学校は、入学者選考を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選考実施本部を設ける。入学者選考実施本部長は、校長とし、入学者選考の実施に係る業務を総括する。
- 402 各学校の入学者選考実施本部には、合否判定委員会を設ける。
- 403 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。
- (1) 合否判定資料作成グループ
 - (2) 書類審査グループ
 - (3) 学力検査等諸検査審査グループ
 - (4) 面接グループ

（合否判定委員会）

- 404 各学校における合否判定委員会は、その校長が委員長、教頭が副委員長となり、その学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 405 合否判定委員会は合否判定資料作成グループの作成する資料を総合し、合否の判定を行う。

（合否判定資料作成グループ）

- 406 各学校における合否判定資料作成グループは、その学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名、メンバーをもって組織する。
- 407 合否判定資料作成グループは、書類審査グループ、学力検査等諸検査審査グループ及び面接グループの作成する判定資料をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。
- なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分に行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

（書類審査グループ）

- 408 各学校における書類審査グループは、その学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名、メンバーをもって組織する。
- 409 書類審査グループは、調査書等の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。
- この場合において、審査の公平厳正を期すため、1書類に2名以上の者が審査に当たるものとする。

（学力検査等諸検査審査グループ）

- 410 各学校における学力検査等諸検査審査グループは、その学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名、メンバーをもって組織する。
- 411 学力検査等諸検査審査グループは、学力検査問題等を作成し、その検査等の結果に基づいて判定資料を作成する。
- なお、採点・点検については、別途指示する。

(面接グループ)

- 412 各学校における面接グループは、その学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名、メンバーをもって組織する。
- 413 面接グループは、面接要領を作成し、面接の結果に基づいて判定資料を作成する。この場合において、審査の公平厳正を期すため、2名以上の者が面接に当たるものとする。

(合格者の決定及び発表等)

- 414 校長は、合否判定委員会の判定を資料として、合格者を決定する。
- 415 合格者の発表は、2月28日(火)に行い、その時間と方法は校長が決定する。
なお、合否の結果を合格者発表以前に外部に連絡することは一切しない。
- 416 校長は、受検者数及び合格者数を別途指示する様式により、2月28日(火)に特別支援教育課長に報告しなければならない。

(再募集)

- 417 合格者が募集定員に満たない場合には、校長は県教育委員会に届け出て、再募集を行うことができる。
- 418 再募集を行う場合には、再募集に関する届出書(様式第9号)を2月28日(火)までに県教育委員会に届け出なければならない。
- 419 再募集に関する出願期間は、3月1日(水)午前9時から3月3日(金)の正午までの間とする。
- 420 再募集に関する他府県から入学志願する者等特別の事情のある者の手続に関する受付及び許可証発行の事務は、2月9日(木)午前9時から3月1日(水)の正午までの間、県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。
- 421 校長は、志願者数等を別途指示する様式により、3月3日(金)までに特別支援教育課長に報告しなければならない。
- 422 再募集に関する学力検査等の期日は、3月7日(火)とし、その方法及び時間表については校長が決定する。
- 423 再募集に関する合格者の発表は、3月14日(火)に行い、その時間と方法は校長が決定する。
なお、合否の結果を合格者発表以前に外部に連絡することは一切しない。
- 424 校長は、受検者数及び合格者数を別途指示する様式により、3月14日(火)に特別支援教育課長に報告しなければならない。
- 425 再募集に関する出願手続、選考方法等については、第3及び第4に準ずるものとする。

第5 特別支援学校の訪問教育における志願者取扱及び入学者選考実施要領

(実施校)

501 入学者の選考は、「訪問教育」を実施している県立特別支援学校において行う。

(出願資格)

502 志願者は、第301項に該当し、就学可能であるが障害の状態により通学して教育を受けることが困難な者で、出身学校長が推薦する者とする。

(出願手続)

503 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。兵庫県立特別支援学校の学校又は学科の間において併願することはできないものとする。

504 志願者は、第303項に掲げる書類に加え、出身学校長が作成した推薦書(様式第3号)を提出するものとする。

(入学者選考実施本部の設置等)

505 関係学校は、第4における入学者選考実施本部、合否判定委員会及び次の各作業グループを設ける。

なお、次の作業グループは、上記はそれぞれ第4における入学者選考実施本部、合否判定委員会及び各作業グループと兼ねることができるものとする。

- (1) 合否判定資料作成グループ
- (2) 書類審査グループ

(選考の方法)

506 選考は、推薦書及び調査書等の書類を審査し、判定資料を作成し合否の判定を行う推薦入学とする。

(その他)

507 その他必要な事項については、第3、第4及び第7による。

第6 専攻科における志願者取扱及び入学者選考実施要領

(出願資格等)

601 志願者は、第301項第2号及び第3号に該当する者で、特別支援学校の高等部本科又は高等学校を卒業した者若しくは平成29年3月末日までに卒業見込みの者又は学校教育法第82条において準用する同法第58条に規定する者とする。

602 専攻科の出願手続、選考方法等については、第3、第4及び第7に準ずるものとする。

第7 他府県から入学志願する者等特別の事情のある者の手続

(出願資格)

701 第301項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、次項により兵庫県教育長の許可を受けた後、兵庫県立特別支援学校に出願できるものとする。

- (1) 保護者が県内に居住し、本人は県外に居住している者で、入学時までには県内へ住所を移し、保護者と共に引き続き県内に住所を定める見込みの者
- (2) 保護者の転勤、転住等のため、入学時までには県外から県内に住所を移し、保護者と共に引き続き県内に住所を定める見込みの者
- (3) 現在居住している都道府県に志願する学科が設置されていないため、県外からの入学を希望する者

(出願手続)

702 前項に該当する者は、次に掲げる書類を取りまとめ、特別支援教育課長に提出するものとする。この場合、書類の郵送は認めない。

- (1) 兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書（前項の第1号及び第2号に該当する者）（様式第10号）
・・・・・・・・・・2部（1部は写しで可）
- (2) 兵庫県立〇〇学校高等部入学志願依頼状（前項の第3号に該当する者）
（様式第11号）
・・・・・・・・・・1部
- (3) 本人及び保護者の住民票記載事項証明書（様式第5号）
・・・・・・・・・・2部（1部は写しで可）
- (4) 保護者の転住等の事情のある者は、その事情を証明する書類
・・・・・・・・・・2部（1部は写しで可）
- (5) その他兵庫県教育長が必要と認める証明書又は資料
・・・・・・・・・・2部（1部は写しで可）

703 前項に関する受付及び許可証発行の事務は、1月5日（木）午前9時から1月18日（水）の正午までの間、県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。

704 第701項の各号に該当しない者で他に特別の事情のある者についての出願及びその手続については、兵庫県教育委員会と志願先学校長が別途協議するものとする。

第8 他府県に入学志願する者の手続

(出願手続)

801 兵庫県から県外の特別支援学校の高等部を志願する者は、志願先学校の所在する都道府県教育委員会の定める手続をとるものとする。

なお、兵庫県教育長の証明等を必要とする書類がある場合は、その書類を特別支援教育課長に提出しなければならない。この場合、書類の郵送は認めない。

(様式第 1 号)

入 学 願 書

年 月 日

兵庫県立 学校長様

(ふりがな)

志願者名

(ふりがな)

保護者名

(保証人)

私は、貴校（ 校）高等部第 学年に入学したいので、保護者（保証人）と連署し、志願します。

志願科・学科名		志願科名	志願学科名	
志願者	現住所			
	生年月日	年 月 日	性別	
	出身校 又は在籍校	立 学校	年 月 日 卒業・卒業見込み	
保護者 (保証人)	現住所	電話		

注 出身校又は在籍校の校長の副申書を添付すること。

* 上記様式により志願先学校で作成する。（A4判縦型）

(様式第2号)

平成 年 月 日

兵庫県立

学校長様

(出身学校長)

立 学校長 校長名

印

入 学 願 副 申 書

志願者名

上記の生徒は、平成29年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱第301項の規定に該当する者であることを認めます。

(特記事項)

* 上記様式に準じて志願先学校で作成する。(A4判縦型)

(様式第3号)

推 薦 書

兵庫県立 学校長 様

立 学校長 校長名 印

次の者は、下記の推薦理由により、貴校（ ）校）高等部（訪問教育）への入学が適当と認められるので推薦します。

平成 年 月 日 卒 業
卒業見込み

ふりがな
志願者名 _____

昭和
平成 年 月 日生 性別（ ）

推
薦
理
由

* 上記様式に準じて志願先学校で作成する。（A4判縦型）

(様式第4号)

調 査 書

特別支援学級	設置 有 種別 (視・聴・知・肢・病・言・自情) ・無
	志願者在籍 有 種別 (視・聴・知・肢・病・言・自情) ・無
5 特別活動の記録等	ふりがな 志願者名 昭和 平成 年 月 日 生 性別 ()
	1 学歴 昭和 年 月 日 立 学校中学部 入学 平成 年 月 日 立 中学校 昭和 年 月 日 立 学校中学部 卒業・卒業見込み 平成 年 月 日 立 中学校 卒業後の略歴その他特記事項
6 障害の状況等	2 身体 の 記 録 視 力 右 () 左 () 聴 力 右 dB 正常 左 dB 投 薬 の 有 無 (目的) 主な疾患及び特記事項
	3 出欠の記録 1年 2年 3年 欠席日数 日 日 日 欠席の主な理由
特 記 事 項	4 各教科等の学習の記録 教 科 1年 2年 3年 自立活動 国 語 社 会 数 学 理 科 音 楽 美 術 保 健 体 育 技 術 (職 業) ・ 家 庭 外 国 語 参 考 事 項
	(1) 主たる障害 () (2) 障害の程度 (手帳 級) (3) 日常生活の様子 支援の程度 不要 一部 全部 コミュニケーション ----- 移動 ----- 集団参加 ----- 通学 ----- 衣服の着脱 ----- 食事 ----- 排泄 ----- 特 (特徴的な行動様式等特記すべき事項があれば記入)
平成 年 月 日 立 学校長 校長名 印	

- 注 ① 3「出欠の記録」の3年の欄については、12月末日までを記入する。
 ② 4の欄の学年欄は、5段階評定で記入する。ただし点数評価を実施していない場合は記入不要。
 ③ 6の(3)欄の記入については、該当する程度を○で囲む。
 ④ 視力については、数値の記入だけでなく、A、B、C、Dの表示でも可。
 * 上記様式に準じて、志願先学校で作成する。(A4判縦型)

(様式第5号)

住民票記載事項証明書

世帯主氏名		住 所	
世帯主との続柄		氏 名	生 年 月 日
1			年 月 日生
2			年 月 日生

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。

平成 年 月 日

市（町）長



注(1) 1の欄には志願者の保護者、2の欄には志願者について、それぞれ世帯主との続柄、氏名及び生年月日を記入する。

(2) 平成28年12月1日以降に交付を受けたものであること。

* 上記様式により出身学校で作成する。(A4判縦型)

ただし、上記様式に記入する内容をすべて満たしていれば、各市町で発行された住民票記載事項証明書でもよい。

(様式第 6 号)

受 検 票	
(ふりがな) 志願者名	
年 月 日生	
性 別 ()	
兵庫県立	受 検 番 号
学校 (校) 科 科	
出 身 学 校 名	受 付 日 付 印

注 学力検査の当日持参すること。

* 上記様式に準じて志願先学校で作成する。

(様式第8号)

志願変更願 (乙)		志願変更先 学校長あて
志願者の 出身学校	府・市・区 立 学校 県・町・村	卒 業 卒業見込み
(ふりがな) 志願者名	年 月 日生 性別 ()	
先に出願した 学校・学科・ 受検番号	兵 庫 県 立 学 校 () 科	校) 番

先に、上記のように入学願書を提出しましたが、志願変更して貴校 () 校) に入学したいので、許可くださるようお願いいたします。

志願学科名	
-------	--

年 月 日

兵庫県立 学校長様

志願者	住 所
	(ふりがな) 志願者名
保護者	住 所
	(ふりがな) 保護者名

上の願書は、平成29年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱の趣旨に照らし適当であると認めます。

平成 年 月 日

立 学校長 校長名 印

上の志願者の志願変更願 (甲) を受理したことを証明します。

平成 年 月 日

立 学校長 校長名 印

* 上記様式により出身学校で作成する。(A4判縦型)

(様式第9号)

(公印省略)
文書番号
平成 年 月 日

兵庫県教育長様

兵庫県立 〇 〇 学校長
〇 〇

平成29年度高等部生徒の再募集に関する届け出について

このことについて、選考要綱に基づいて下記のとおり実施します。

記

1 学校名

2 科名

3 当初選考の結果

学科名	募集定員 (A)	合格者数 (B)	定員不足数 (A-B)	再募集 見込数

4 再募集の理由

5 合格者の発表の日時及び方法

(様式第10号)

兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書

(ふりがな)

志願者名

私は、今回下記の事情により、兵庫県立特別支援学校高等部に入学を志願したいと思いますので、許可くださるようお願いいたします。

年 月 日

兵庫県教育長 様

(ふりがな)

志願者名

(ふりがな)

保護者名

記

- 1 志願者の現住所
 - 2 志願者の入学後の住所
 - 3 保護者の現住所
 - 4 連絡先電話番号
 - 5 志願者と保護者の続柄 志願者の
 - 6 出身学校名
- 卒 業
年 月
卒業見込み
- 7 志願先 兵庫県立 学校 (校) 科 科
 - 8 特別事情に関する説明 (具体的に記載すること)

(出身学校長副申)

上記の事情に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校長 校長名



* この用紙は県教育委員会事務局特別支援教育課で準備する。

兵庫県教育長様

都道府県教育長



兵庫県立〇〇学校高等部入学志願依頼状

このたび当都道府県在住の保護者及び生徒から下記の願い出がありましたので、格別の御配慮をお願いします。

記

兵庫県立 都道府県教育長様	学校高等部入学志願の依頼について 平成 年 月 日	
志願者	住所	
(ふりがな) 志願者名	昭和 平成	年 月 日生
保護者	住所	
	電話番号	
	(ふりがな) 保護者名	
<p>下記の理由により兵庫県立 学校 (校) 科 科 に入学を志願したいので、兵庫県教育長に対し許可依頼についてよろしくお取り計らい 願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 出身学校名 立 学校 (部) 昭和 年 月 卒業 平成 卒業見込み</p> <p>2 志願理由</p>		

注 卒業証明書又は卒業見込証明書を添付すること。

* この用紙は県教育委員会事務局特別支援教育課で準備する。

平成 29 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考に関する期限などの一覧表

(当初)

項目 事項	期 限	作成者又は発行者	提出先又は通知先
各学校募集要項作成	1月18日(水)	各学校の校長	県教委特別支援教育課長
入学志願承認 申請書	自 1月5日(木)午前9時 至 1月18日(水)正午	志 願 者	県教委特別支援教育課長
願書受付	自 1月23日(月)午前9時 至 1月27日(金)正午 郵送による出願は1月27日 (金)到着分まで	志願者から 出身学校経由	願書提出先の校長
志願変更受付	自 1月30日(月)午前9時 至 2月2日(木)正午	志願者から 出身学校経由	願書提出先の校長
志願者数公示	願書受付期間中	各学校の校長	
学力検査等	2月21日(火)	各学校の校長	
合格者の発表	2月28日(火)	各学校の校長	合 格 者

(再募集)

項目 事項	期 限	作成者又は発行者	提出先又は通知先
入学志願承認 申請書	自 2月9日(木)午前9時 至 3月1日(水)正午	志 願 者	県教委特別支援教育課長
願書受付	自 3月1日(水)午前9時 至 3月3日(金)正午	志願者から 出身学校経由	願書提出先の校長
学力検査等	3月7日(火)	各学校の校長	
合格者の発表	3月14日(火)	各学校の校長	合 格 者

(入学者選考に関する問合せ先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課
☎(078)341-7711(代表) 内線5726